新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

2026年10月9日

東京都港区芝五丁目29番11号
株式会社ＦＵＮＤＩＮＮＯ
代表取締役ＣＥＯ　柴原　祐喜

当社は、2026年10月9日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第240条第２項及び同条第３項の規定に基づき、公告いたします。

記

第17回新株予約権　発行要項

１．新株予約権の数

1,194個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式119,400株とし、下記３．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個あたりの発行価額は、1,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

３．新株予約権の内容

（１）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使

されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 247 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、 次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028 年２月１日から 2036 年 10 月 25 日までとする。

（４）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の

金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（５）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（６）新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年10月期から2033年10月期までのいずれかの事業年度（以下、「判定期間」という。）において、以下(a)乃至(c)に定める条件を満たした場合にのみ、それぞれに定める割合を上限として本新株予約権を行使することができる。なお、(a)乃至(c)の条件は判定期間における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書、以下同様。）における営業利益が黒字（0円以上）であることを前提とする。

また、株価終値平均値とは「金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の連続した20取引日の終値平均値」を指すものとする。

(a) 判定期間において連結損益計算書に記載された営業収益が40億円を超過し、かつ、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの期間において株価終値平均値が1,000円を一度でも超過した場合：割当てられた本新株予約権の30%まで行使可能（端数については切り捨てる。本号における行使可能な本新株予約権の数を算定するにあたり、以下同様とする。）

(b) 判定期間において連結損益計算書に記載された営業収益が63億円を超過し、かつ、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの期間において株価終値平均値が1,500円を一度でも超過した場合：割当てられた本新株予約権の30%まで行使可能

(c) 判定期間において連結損益計算書に記載された営業収益が90億円を超過し、かつ、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの期間において株価終値平均値が2,500円を一度でも超過した場合：割当てられた本新株予約権の40%まで行使可能

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記に定める目標となる株価水準についても、当該株式分割または株式併合の割合に応じて適切に調整されるものとする。

上記における営業収益及び営業利益の判定に際しては、当社が提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書における数値を参照するものとする。な

お、決算期変更や適用される会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は当該影響を排除すべく合理的な範囲内で適切な調整を行うことができる。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において定義された意義を有する。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の割当日

2026 年 10 月 26 日

５．新株予約権の取得に関する事項

（１）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（２）新株予約権者が権利行使をする前に、上記３．（６）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（３）全部取得条項付種類株式を用いたスクイーズアウトにおいて、当該種類株式の全部取得決議がなされた場合、またはその取得日が到来した場合は、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（４）特別支配株主（議決権の 90%以上を保有する株主）から株式等売渡請求がなされ、これについて当社取締役会が承認した場合は、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、

会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.（4）に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記3.（6）に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年10月26日

9．申込期日

2026年10月22日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員（執行役員）　1名　　1,194個

11. 新株予約権の申込取扱場所

株式会社FUNDINNO　経営企画部

東京都港区芝五丁目29番11号

12. 新株予約権の払込取扱場所

三菱UFJ銀行　五反田支店

普通預金No.０５４５４２６

口座名義　株式会社FUNDINNO（カ）ファンディーノ）

以上